

退職手当請求書

令和 年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組長 様

組合市町村長

印

職員が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体コード	職員番号	フリガナ 氏名	フリガナ(姓) フリガナ(名)
現住所	生年月日		
住所(1月1日)	(満 - 歳)		
退職事由	退職事由No.	1 自己都合 2 勸奨 3 定年 31 定年扱い 4 任期終了 5 公務上死亡 6 公務上傷病 7 公務外死亡 8 公務外傷病 9 通勤傷病 10 整理 11 その他()	
職 種	職種No.	1 一般行政職 2 消防職 3 技能労務職 4 会計年度任用職員 5 その他()	就職年月日
	退職時職名		退職年月日
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ 氏名	住 所	在職期間(A) 年 月 (内 前歴期間) 年 月
除 算 期 間 (休 職 、 停 職 及 び 休 業 の 期 間)	理由No.	開始年月日 ~ 終了年月日	月数
			0月
			0月
			0月
			0月
	理由	1 休職(地方公務員法第28条第2項第1号) 2 休職(同第2号) 3 育児休業(1歳以下) 4 育児休業(1歳超) 5 停職 6 公務上休職 7 公務外休職 8 通勤災害 9 その他()	除算割合
			計(B) 0年 0.0月
退職手当の算定の基礎となる勤続期間(在職期間-除算期間)			(A) - (B) 年 月
退職手当基本額の支給率			① 月
給料月額	退職手当基本額算定上の給料月額		② 0円
	退職日給料月額	(行一) 級 号給	⑦ 円
	管理監督職勤務上限年齢調整額		① 円
	特定減額前給料月額	級 号給	③ 円
	旧条例給料月額	級 号給	④ 円
退職手当の 基本額に係る特例	定年前早期退職者に対する基本額の特例(割増額) ⑦×(60歳-退職年齢)×2/100		⑤ 0円
	特定減額前給与月額に係る基本額の特例(計算は別紙)		⑥ 円
退職手当基本額 (②+⑤)×①			⑦ 円
新条例切替日前日 (④が⑦又は⑧より多い場合のみ記入)	勤続年数	年	支給率⑨ 月
調 整 額	退職手当額 ④×(1.)×⑨		⑧ 円
	第 区分	円	月
	第 区分	円	月
	第 区分	円	月
短期勤続者の調整額 ⑨×1/2 (自己都合退職 10~24年、自己都合以外 1~4年)			⑩ - 円
退職手当支給額 (⑦又は⑥(旧条例適用の場合は⑧)) + (⑨又は⑩)			⑪ 0円
退職事由による 特別負担金(1)	支給条例第3条 第1項の支給率 (勤続20年未満の自己 都合退職の場合、同条 第2項の支給率)	特別負担金(1)の 算定上の退職手当額 ②又は⑤×⑫ (旧条例適用は④×⑫)	60歳到達翌年度以後の特別 負担金(1)算定上の給料月額 (60歳役職定年、7割措置前)
	⑫ 月	⑬ 円	⑭ 級 号給 円
給料月額による 特別負担金(2)	退職日給料月額(退職日給料月額が 退職の1年前の号給より4号給を超 えている場合は4号給上位の額)		特別負担金(2)の算定上の退職手当額 ⑮×(勸奨退職加算率 1.00)×① (旧条例適用は⑮×(勸奨退職加算率 1.00)×⑦)
	⑮ (行一) 0 級 0 号給 0 円	⑯ 円	⑰ 円
特別負担金 ⑭ + ⑰	⑱ 円	計	⑳ 0円
調整額特別負担金 ⑨ 又は ⑩	⑲ 円		
前歴期間特別負担金 (計算書より)	㉑ 円		

(注) 1 死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率に、⑮の4号給は8号給に読み替える。
 2 育児休業による除算期間がある場合は、当該子の出生日を確認できる書類を添付する。
 3 退職事由による特別負担金(1)の⑮は、定年延長者のみ記入する。
 4 ⑮の退職日給与月額は、定年(定年扱い)の場合、60歳役職定年、7割措置後の金額を記入する。
 また、管理監督職勤務上限年齢調整額は、含めない。

定 年 齢 歳